

改正

平成16年6月30日条例第15号

平成21年12月28日条例第31号

平成27年9月25日条例第25号

平成28年3月30日条例第6号

平成28年3月30日条例第16号

平成29年3月27日条例第1号

八幡市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 個人情報の収集等の制限（第8条—第11条）

第3章 個人情報の適正管理（第12条—第16条）

第4章 自己情報の開示等（第17条—第30条）

第5章 救済手続（第31条）

第6章 雑則（第32条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を「自己情報コントロール権」として保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と公正で公平な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委

員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、利用又は保存若しくは保管をいう。

(4) 電子計算機 与えられた一連の処理手続に従い、入力、演算、記憶、制御、出力その他の事務を電子回路を利用して自動的に行う装置をいう。

(5) 電磁的記録媒体 電子計算機を利用するための記録媒体のうち、情報を確実に再現できるものとして規則で定めるものをいう。

(6) 特定個人情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うときは、当該個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、広く個人情報の保護に関する啓発を行うとともに、当該施策の状況を積極的に市民に周知しなければならない。

3 実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、その職員に対し教育及び研修を行うとともに、監督及び指導に当たらなければならない。

（職員の責務）

第3条の2 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（出資法人の責務）

第4条 市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利及び利益を保護するための措置を市の個人情報の保護に関する施策に準じて講じなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条の2 市の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、同法第244条第1項の規定により設置された公の施設の管理業務（八幡市公の施設指定管理者条例（平成16年八幡市条例第14号）第8条に規定する管理業務を

いう。以下同じ。)を行うに当たり取り扱う個人情報に関し、個人の権利及び利益を保護するための措置を市の個人情報の保護に関する施策に準じて講じなければならない。

2 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

3 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に伴い個人情報の収集等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利及び利益を保護するための措置を講ずるとともに、市の個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)を適切に管理し、かつ、他者の個人情報を取り扱うときは、当該他者の権利及び利益を侵害することのないように努めるとともに、市の個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第7条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利及び利益を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第8条 実施機関は、個人情報の収集等を行うときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等を行ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき、本人の同意があるとき、又は実施機関があらかじめ八幡市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
- (2) 個人の特質を規定する身体に関する事項
- (3) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(4) 憲法上の諸権利の行使に関する事項

(収集方法の制限)

第9条 実施機関は、個人情報収集するときは、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 実施機関が審議会の意見を聴いて、既に必要があると認めているとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が公益若しくは市民福祉のため、又は正当な行政執行のために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 実施機関は、第2項第4号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知するとともに審議会に報告しなければならない。

5 法令等の規定に基づく本人又はその代理人からの申請、届出その他これらに類する行為により収集された個人情報は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(特定個人情報の収集の制限)

第9条の2 特定個人情報の収集については、番号法第20条の規定の例による。

(目的外利用の制限)

第10条 実施機関は、第9条第1項に規定する収集目的の範囲を超える実施機関内又は実施機関相互における個人情報（特定個人情報を除く。）の利用（以下この条において「目的外利用」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 実施機関が審議会の意見を聴いて、既に必要があると認めているとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が公益若しくは市民福祉のため、又は正当な行政執行のために必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当する場合で特に重要と認める案件において目的外利用するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第1項第4号の規定に該当することにより目的外利用したときは、速やかに、その旨を本人に通知するとともに審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該報告に対して意見を述べることができる。

(特定個人情報の目的外利用の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(外部提供の制限)

第11条 実施機関は、市以外のものへの個人情報（特定個人情報を除く。）の提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 実施機関が審議会の意見を聴いて、既に必要があると認めているとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が公益若しくは市民福祉のため、又は正当な行政執行のために必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより外部提供するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、第1項第4号の規定に該当することにより外部提供したときは、速やかに、その旨を本人に通知するとともに審議会に報告しなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の2 実施機関は、番号法第19条の規定の例による場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの作成等)

第12条 実施機関は、個人情報の収集等に当たり、個人情報ファイル（所定の様式により個人情報（特定個人情報を除く。）が記録されている台帳、名簿等であって氏名、番号等により個人を特

定することができる個人情報の集合物をいう。以下同じ。)を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、簡易かつ一時的な個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 事務事業の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称
- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 記録する個人情報の項目
- (6) 記録の対象となる個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告するとともに、市民の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有する個人情報を、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新のものとする事。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、ねつ造、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報を、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(業務委託の適正管理)

第14条 実施機関から個人情報の処理業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該委託を受けた処理業務(以下「受託業務」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の処理業務の委託に当たっては、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。

3 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(電子計算機による個人情報の記録)

第15条 実施機関は、電子計算機を利用して個人情報処理しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、法令等の規定に基づく場合は、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報の電子計算機処理に当たっては、別に定めるところにより個人情報の保護対策を講じなければならない。

3 実施機関は、第8条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を電子計算機に記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益若しくは市民福祉のため、又は正当な行政執行のために必要があると認めたとき。

(電子計算機の結合)

第16条 実施機関は、当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により結合する場合は、あらかじめ、審議会に当該結合の必要性、安全性、適法性等について意見を求めなければならない。ただし、法令等の規定に基づく場合は、この限りでない。

第4章 自己情報の開示等

(開示の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）その他実施機関が定める者（以下「代理人」という。）は、本人に代わって、前項の規定による開示を請求することができる。

(個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により開示することができないとされているもの

(2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの

(3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利及び利益を害するおそれのあるもの

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益又は市民福祉のために開示しない必要があると認めたもの

(時限的非開示)

第19条 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する個人情報であっても、期間の経過により、同条各号のいずれにも該当しなくなったときは、開示の請求に応じなければならない。

(部分開示)

第20条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報の一部に第18条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に区分することができるときは、自己情報の開示を請求した者に対し、当該部分を除いて個人情報を開示しなければならない。

(訂正の請求)

第21条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該個人情報に関して、法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、実施機関に対し、本人に代わって、前項の規定による訂正の請求をすることができる。

(利用停止の請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、自己情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して、法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項若しくは第2項又は第9条の2の規定に違反して収集されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。 当該個人情報の削除

(2) 第10条第1項又は第10条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。 当該個人情報の利用の停止

(3) 第11条第1項、第11条の2の規定に違反して、提供されているとき。 当該個人情報の提

供の停止

2 代理人は、実施機関に対し、本人に代わって、前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

(開示等の請求手続)

第23条 第17条の規定による開示、第21条の規定による訂正、第22条の規定による利用停止（以下「開示等」という。）を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示等の請求に係る自己情報の内容及び自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示等を請求しようとする者は、前項の請求書を提出する際、本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(説明及び助言)

第24条 開示等を請求しようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第25条 実施機関は、第23条第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示の請求にあつては8勤務日以内に、訂正、利用停止の請求にあつては25勤務日以内に、当該請求に係る個人情報の開示等を行うか否かを決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示等を請求した者（以下「開示等請求者」という。）に対し、当該決定の内容を速やかに、書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該請求のあった日の翌日から起算して、開示の請求にあつては25勤務日を、訂正、利用停止の請求にあつては40勤務日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示等請求者に対し、書面により通知しなければならない。

4 第2項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限

る。)) に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

5 実施機関は、突発的な要因により相当の期間、事務処理が困難な場合において、第3項に規定する期間内にそのすべてについて第1項の決定を行うことができないときは、同項及び第3項の規定にかかわらず、開示等の請求に係る個人情報の相当の部分につき当該決定を行えば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに開示等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について決定をする期限

6 開示等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第3項の規定により当該期間が延長された場合にあつては当該延長後の期間、前項の規定が適用された場合にあつては同項第2号に規定する期限）内に第1項の決定を行わないときは、当該自己情報の開示等を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

7 第2項に規定する書面には、個人情報の開示等を行わない旨の決定（第20条の規定により個人情報の一部を開示しない場合を含む。）を行うときは、当該決定の理由を付記しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、併せてその時期を明らかにしなければならない。

（開示請求に係る事案の移送）

第26条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（訂正請求に係る事案の移送）

第26条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、

その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(第三者情報の開示等)

第27条 実施機関は、第25条第1項の決定を行おうとする場合において、当該決定に係る個人情報に国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体又は開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を聴いた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該第三者に関する情報の開示を行うときは、開示の決定を行った日から少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を書面により通知するものとする。

3 実施機関は、開示決定等に際して専門的な意見を聴く必要がある場合には、当該個人情報を保有している者に対して意見を聴くことができる。

(開示等の実施)

第28条 実施機関は、第25条第1項の規定により開示等の決定を行ったときは、前条第2項に規定する場合を除き、速やかに、開示等を行わなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、実施機関は、個人情報を開示することにより個人情報の散逸、損傷又は汚損のおそれがあるとき、第20条の規定による部分開示を行うときその他相当の理由があるときは、当該個人情報を複写し、又は複製したものを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。

- (1) 公文書（八幡市情報公開条例（平成11年八幡市条例第2号）第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されている個人情報当該個人情報の記録されている公文書の閲覧、視聴又は写しの交付
 - (2) 電磁的記録媒体に記録されている個人情報 当該記録媒体に記録されている個人情報に係る部分を印字装置により公文書として再現することによる閲覧、視聴又は写しの交付
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の訂正又は利用停止をしたときは、速やかに、その旨を当該請求者に書面により通知しなければならない。

（手数料）

第29条 この条例の規定による公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定による公文書の写しの交付に係る手数料は、白黒複写、カラー複写その他規則で定める区分ごとに1枚130円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

（費用負担）

第30条 第28条第2項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。

第5章 救済手続

（不服申立てがあった場合の手続）

第31条 実施機関（市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う場合に限る。）、消防長及び議会を除く。）は、第25条第1項の決定（同条第6項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立てがあった場合においては、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、当該不服申立てに対する裁決又は決定について八幡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- 2 議会は、第25条第1項の決定（同条第6項の規定により決定があったものとみなされた場合を含む。）について、行政不服審査法の規定による不服申立てがあった場合においては、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、当該不服申立てに対する決定について審査会に意見を求めることができる。

- 3 審査会は、第1項の規定による諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

- 4 実施機関（市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う場合に限る。）、消防長及び議会を除く。）は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速や

かに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

第6章 雑則

(市長の調整)

第32条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(事業者に対する指導、勧告等)

第33条 市長は、事業者が第5条の規定に著しく反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めた後に、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与え、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(苦情等の処理)

第33条の2 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出又は相談があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

第34条 この条例は、法令等の規定に基づいて閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本若しくは抄本の交付を受けることができる個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）については、適用しない。

2 この条例は、図書館等の施設において市民等の利用に供することを目的として管理されている個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第35条 実施機関は、毎年6月末日までに前年度に係るこの条例に基づく個人情報の開示等その他の個人情報保護の実施状況を取りまとめ、一斉に公表しなければならない。

(罰則)

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第12条第1項の個人情報ファイルのうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、

若しくは取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの又は管理業務に従事している者が管理業務上作成し、若しくは取得した個人情報であって、当該管理業務に従事している者が組織的に用いるものとして保有しているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 前3項の規定は、本市の区域外において各本項の罪を犯した者に対しても適用する。
- 5 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、受託業務又は管理業務に関して第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者又は指定管理者に対しても、各本項の罰金刑を科する。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条から第11条まで、第15条及び第16条の規定中審議会の意見を聴くことに関する部分の規定については、平成12年11月1日から施行する。

(八幡市電子計算機の利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 八幡市電子計算機の利用に係る個人情報の保護に関する条例（平成元年八幡市条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に旧条例第12条の規定によりされた個人情報の開示の請求及び旧条例第13条の規定によりされた個人情報の記録内容の追加、訂正又は削除の申出については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定により行った個人情報の収集等とみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に実施機関が保管している個人情報ファイルの届出に関する第12条第1項の規定の適用については、同項中「作成しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現

に作成しているときは」と読み替えるものとする。

(八幡市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 6 八幡市附属機関の設置に関する条例（昭和44年八幡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部八幡市個人情報保護審議会を次のように改める。

八幡市情報公開・個人情報保護審議会	情報公開又は個人情報保護（不服申立てに係るものを除く。）に関して、市長及び他の執行機関の諮問に応じ必要な審議及び調査を行い、答申する事務
-------------------	--

別表市長の部八幡市情報公開審査会を次のように改める。

八幡市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開又は個人情報保護に係る不服申立てに関して、市長及び他の執行機関の諮問に応じ必要な審査及び調査を行い、答申する事務並びに議会の求めに応じ意見を述べる事務
-------------------	---

(八幡市情報公開条例の一部改正)

- 7 八幡市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 実施機関は、前項の規定により第三者に意見を聴いた場合において、当該公文書を開示するときは、開示決定した日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合、実施機関は、開示決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を書面により通知するものとする。

第17条第1項中「八幡市情報公開審査会」を「八幡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同条第2項中「八幡市情報公開審査会」を「審査会」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による諮問があった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則（平成16年6月30日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月28日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月25日条例第25号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成27年10月5日

(2) 第2条の規定 平成28年1月1日

(3) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号) 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成28年3月30日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第16号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日条例第1号)

この条例は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号) 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。